

出産育児一時金の保険医療機関等への直接支払制度実施要綱

(平成 23 年 3 月 17 日 区長決定)

(令和 5 年 4 月 1 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区国民健康保険条例(昭和 34 年板橋区条例第 22 号。以下「条例」という。)第 10 条に規定する出産育児一時金に係る保険医療機関等への直接支払制度に関し、「出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度実施要綱」(平成 23 年 1 月 31 日厚生労働省通知。以下「国要綱」という。)に基づき、事務処理を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 この要綱に基づき、直接支払制度を利用することができる者は、出産する板橋区国民健康保険加入被保険者(以下「被保険者」という。)の属する世帯の世帯主(以下「対象者」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、本要綱に基づく直接支払制度の利用はできないものとする。

- (1) 条例第 10 条第 2 項の規定により、同条第 1 項の給付を受けることができない場合
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 22 条に規定する助産施設における助産の実施を受けた場合

(出産育児一時金支給額)

第 3 条 出産育児一時金の支給額は、条例第 10 条に規定する額(50 万円)とする。

(医療機関等の事務)

第 4 条 医療機関等は、被保険者又は対象者に対し、直接支払制度の利用意思が有ることを書面により確認した場合には、当該被保険者の分娩後に、国要綱に規定した様式「出産育児一時金代理申請・受取請求書」(以下「専用請求書」という。)を、支払機関である国民健康保険団体連合会(以下単に「支払機関」という。)に提出しなければならない。

2 医療機関等は、前項の事務処理に併せ、専用請求書の内容と相違のない明細書を対象者に交付するとともに、医療機関等から対象者又は被保険者に対して請求すべき出産費用総額が 50 万円を上回る場合は、退院時までに出産費用総額から出産育児一時金支給額を控除した差額について、対象者又は被保険者に支払を請求する。

(支払機関の事務)

第 5 条 支払機関は、医療機関等から提出された専用請求書の内容についての審査事務を保険者から委託を受けて行うものとする。この場合において、審査事務が完了した専用請求書について集計等を行い、支払うべき金額を算定し、これを板橋区(以下「保険者」という。)に請求し、医療機関等に支払うものとする。

(保険者の事務)

第6条 保険者は、支払機関から専用請求書により支払請求があった場合は、請求内容等について詳細に審査し、適正なものであることを確認した後、支払機関に請求金額を支払うものとする。ただし、出産育児一時金の受給資格のないものについては、その理由等を付して支払機関を通し、医療機関等に返戻するものとする。

2 保険者は、専用請求書による請求があった場合は、東京都板橋区国民健康保険条例施行規則（昭和34年板橋区規則第6号。以下「区規則」という。）第8条で定める決定通知書（以下「決定通知書」という。）により対象者に通知する。なお、差額申請できる場合はその旨を通知し、差額支給が決定した後、決定通知書を対象者に交付する。

3 保険者は、前項の規定にかかわらず、専用請求書の到達前であっても、支払明細書等によって差額支給対象者であることを確認できる場合は、当該差額を対象者に早期支給し、併せて、決定通知書を交付する。

4 前項の早期支給をした後、専用請求書が保険者に到達したときは、保険者は決定通知書により対象者へ通知するものとする。

(直接支払制度を利用しない対象者への対応)

第7条 保険者は、直接支払制度を利用しない対象者から出産育児一時金の支払請求があった場合は、区規則第6条により事務処理を行い、対象者に直接支給するものとする。ただし、この場合においては、出産費用の内訳等を記載した医療機関等の明細書等で直接支払制度を利用していないことを確認し、支払請求を受理するものとする。

(第2条第2項第2号に該当する場合の対応)

第8条 保険者は、被保険者が第2条第2項第2号に該当する場合、助産施設に対し直接支払制度の利用ができない旨を連絡し、前条に規定する場合と同様の事務処理を行うものとする。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。